

## 事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 1 基本理念

当協会は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに一般廃棄物の処理・浄化槽に関する技術の向上及び知識の普及を図るための事業を行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する。

### 2 運営方針

- (1) 公益社団法人として、運営の透明性確保及び説明責任を果たしながら、社会的責任を全うし、公益の増進および活力のある社会の実現に向けて努力する。
- (2) 公益目的事業である浄化槽法定検査事業、浄化槽の調査研究事業、浄化槽機能保証制度事業、浄化槽及び一般廃棄物の処理に関する普及啓発、各種研修会・セミナーの開催、浄化槽に関する相談業務を、公益の増進に向けて遂行する。
- (3) 公益目的事業を補助し協会の発展に寄与するため、浄化槽に関する調査指導・受託事務、計量証明事業等の収益事業及び会員相互の扶助事業を遂行する。
- (4) 事務所の建替えを実施し、事務・事業の執行体制を整備する。
- (5) 東日本大震災からの復興支援に最善を尽くす。

### 3 事業計画

#### (1) 公益目的事業

浄化槽及び一般廃棄物処理による生活環境の保全と公衆衛生の向上に関する事業

##### 1) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査

- ① 県民の生活環境及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、浄化槽法第7条及び第11条に基づき法定検査を実施する。検査目標予定基数は、第7条検査2,500基、第11条検査64,000基とする。
- ② 第三者機関としての性格を有する浄化槽法定検査委員会を開催し、法定検査の信頼性公平性、透明性を確保する。また、浄化槽法定検査実施要領に基づく浄化槽水質検討委員会を開催し、恒常的に処理水質の悪い浄化槽の改善策を検討する。
- ③ 行政機関と連携し、法定検査データ及び電子地図活用による無管理・無届け浄化槽の掘起し事業並びに浄化槽法定検査の普及啓発を行い、浄化槽の適正管理の推進及び浄化槽法定検査受検率の向上を図るとともに、浄化槽設置台帳の整備を支援する。
- ④ 今後の設置基数を予測した結果、平成39年度がピークとなることから、再雇用制度の活用により人材を確保し、法定検査受検率向上のための検査体制を整備する。
- ⑤ 検査の精度管理に関する体制を整備する。
- ⑥ 関係機関と連携を図ると共に各種講習・研修会等に積極的に参加し、検査員の専門的知識の習得と技術力の向上を図る。
- ⑦ 浄化槽情報共有化ネットワークシステムと連携し、法定検査事業の基盤強化を図る。
- ⑧ 東日本大震災の被災地域の復興に向けて、生活排水処理対策に貢献する。

##### 2) 浄化槽に関する調査研究

浄化槽の普及促進、浄化槽の機能評価及び保守点検における維持管理技術の向上に寄与するため、次に掲げる各テーマの調査研究を実施する。

- ① 「低炭素社会に貢献する循環型浄化槽システムの実現化に関する研究」  
(期間：平成25年10月～平成30年10月)

小型風力発電の電力を活用した高度処理化の状況を調査しながら、処理水質の状況を把握する。また、太陽光による発電データの収集と小型風力による鉄電解リン除去データの収集等を行い、自然再生可能エネルギーの浄化槽分野における実現化の可能性を検討して行く予定である。

② 「小型浄化槽における塩素に依存しない消毒方法の開発に関する基礎的研究」

(期間：平成30年4月～平成31年3月)

既設浄化槽の塩素消毒前後の糞便汚染指標細菌(大腸菌群，大腸菌)を測定し、処理方式、処理水質との関係を解析し、除去性能の高い合併処理浄化槽の特性を明らかにする。また、塩素剤における消毒効果を把握し、保守点検業者の効果的な消毒剤調整方の検討を行い、浄化槽における衛生学的安全性の担保に寄与するための研究である。

本調査研究は、(公財)日本環境整備教育センターより、平成29年度浄化槽に関する調査研究助成で実施された研究の継続である。

③ 「バイオアッセイを用いた浄化槽処理水の影響評価」

(期間：平成30年4月～平成31年3月)

良好な処理水質を維持している浄化槽において、過度な塩素消毒では放流先生態系への影響が危惧される。そこで残留塩素や窒素・リンの濃度を変えた際、どの条件下で生物影響が起こるかについて室内実験を実施する。より良い塩素消毒法の確立に向けた基礎的研究である。これにより、保守点検業者の最適な塩素消毒方法の確立に寄与できる研究に繋がると考えている。

3) 浄化槽機能保証制度

浄化槽に対する県民の信頼と安全・安心を確保し、設置者に負担をかけず浄化槽の正常な機能を保証するため、浄化槽機能保証制度登録事業を推進する。浄化槽機能保証制度登録基数は、550基を目標とする。

4) 浄化槽及び一般廃棄物の処理に関する普及啓発・情報の提供・広報誌の頒布

① 環境教育の一環として、市町村等主催の環境啓発事業等へ参加し、展示物の設置や当協会作成のパンフレット等の配布により、行政機関と連携して浄化槽の普及啓発や情報の提供等を行う。

② 浄化槽の仕組みや一般廃棄物の処理に関する情報をホームページに適時掲載し、普及啓発に努める。

③ 浄化槽の普及啓発用DVDを活用し、浄化槽の維持管理技術の向上及び適正管理を推進する。

④ 会報を年2回発行して無料配布し、ホームページ上で公開する。

5) 浄化槽及び一般廃棄物の適正処理に関する研修会・セミナー等の開催

① 浄化槽設備士、浄化槽管理士及び関係者の資質の向上を目指し、浄化槽行政と浄化槽の適正な施工、保守点検技術等に関する最新の情報を提供するための研修会を開催する。

② 一般廃棄物処理事業従事者及び関係者の資質の向上を目指し、一般廃棄物行政と循環型社会形成等に関する最新の情報を提供するためのセミナー等を開催する。

6) 浄化槽に関する相談

一般住民からの浄化槽に関する相談や問い合わせ等に対し、専門的知識を有する職員及び浄化槽の検査に関して専門的知識・技能を有する検査員が、電話や電子メールにより随時対応する。また、よくある質問事項に対する回答をホームページに掲載し、浄化槽に関する疑問に答える。

7) その他

- ① 東日本大震災からの復興に向けて、情報提供・技術支援等を実施する。
- ② 東日本大震災の体験を風化させないために、関係機関からの視察等に対応する。
- ③ 事務所の建替えにより、事務・事業の執行体制を整備する。

(2) 収益事業

1) 浄化槽に関する調査・指導及び事務等の受託業務

- ① 浄化槽法に基づく国家試験及び講習会等の事務受託  
県内で開催される浄化槽設備士・浄化槽管理士・浄化槽技術管理者等の国家試験及び講習会に関する事務事業を受託し、役務の提供を行う。
  - 試験【会場：ショーケー株本館ビル(予定)】
    - ・浄化槽設備士試験(予定)：平成30年7月8日(日)
    - ・浄化槽管理士試験(予定)：平成30年10月28日(日)
  - 講習会【会場：ホテルクレセント(予定)】
    - ・浄化槽管理士講習(予定)：平成30年6月25日(月)～7月7日(土)
    - ・浄化槽技術管理者講習会(予定)：平成30年12月5日(水)～12月7日(金)
- ② 登録浄化槽の設置場所における調査等を受託する。
- ③ 農業集落排水処理施設の維持管理履行確認及び評価業務を継続受託する。
- ④ 地方自治体の浄化槽台帳整備に向けて、「スマート浄化槽」サービスを受託し運用する。
- ⑤ 平成30年度省エネ型中・大型浄化槽システム導入支援事業の推進業務を実施する。
- ⑥ その他、浄化槽に関する各種調査指導及び事務等の業務を受託する。

2) 濃度(水質)に係る計量証明

- ① 県内事業所等からの依頼に基づき水質分析等を実施する。
- ② 水質分析体制の整備及び精度管理の徹底を図る。

3) 浄化槽及び一般廃棄物処理に関する諸用紙及び図書の販売

4) 新たな収益事業等の調査・検討及び受託

(3) 扶助事業

- ① 一般廃棄物処理行政に協力し、県内の一般廃棄物の適正処理の確保を図る。また、会員業務に関連する各種料金等の情報収集を行い、「一般廃棄物処理原価計算策定マニュアル」等を活用し、適正料金の設定や会員事業の安定・拡充に対する支援体制を整備する。
- ② 「一般廃棄物処理業委託契約のあり方及び新規委託・許可対策マニュアルVerⅡ」等を活用し、一般廃棄物処理業の新規委託・許可並びに入札制度導入等に対する支援体制を整備する。
- ③ 「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に関するリーフレット等を活用し、市町村等に合理化事業計画策定や事業転換等に関する理解を求めるとともに、会員からの要請に応じて支援を行う。
- ④ 浄化槽維持管理指導指針による浄化槽の適正管理を推進する。
- ⑤ 事業の円滑な推進と会員の技術の向上に資するため、必要に応じ、一般廃棄物部会、浄化槽部会、青年部会を開催するとともに、上部団体と連携しながら会員に各種最新情報を提供する。
- ⑥ 会員の資質向上を図り、情報交換等を行うため、新春セミナー及び新年賀詞交歓会

を開催する。また、会員事業所の浄化槽管理士及び浄化槽清掃実務者を対象とした研修会を開催し、会員の技術向上を図る。

⑦ 上部団体と連携し、各種諸問題の解決に向けて会員支援を実施する。

(4) 総会・理事会関係

① 年1回の定期社員総会及び年3回の定期理事会を開催する。また、必要に応じ、臨時社員総会及び臨時理事会を開催する。

② 理事会に提出すべき議案、その他重要な職務執行に関する事項を協議・検討するため、必要に応じて三役会を開催する。

③ 事業報告及び収支決算に関して、監査を実施する。また、必要に応じ中間監査等を実施する。

(5) その他

① 大規模災害を想定した広域災害応援協定に基づき、支援体制の整備強化を図る。

② 事業継続計画(BCP)の体制を徹底し、大規模災害時に備える。

③ その他、当協会の目的を達成するために必要な事業を行う。

【 事業・事務の執行体制 】

